

平成 27 年 12 月 7 日

日本電子債権機構株式会社

## 電手決済サービスに関するシステムのバージョンアップに伴う 電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程細則の一部改正について

### 1. 改正趣旨

日本電子債権機構株式会社（代表取締役 たけなか とよのり 竹中 豊典、以下「当社」といいます。）は、関係各位のご尽力の下、順調に業容を拡大しており、電手決済サービスは、平成 27 年 11 月末日現在で利用者約 82,700 社にご利用いただき、記録原簿に記録される電子記録債権残高も同約 27,700 億円に至っております。

これも、ひとえにご利用者の皆様のご理解・ご協力の賜物と感謝申し上げる次第です。

当社は、今般、ご利用者の皆様の増加に伴うニーズの多様化を踏まえ、電手決済サービスの利便性をより向上させるべく、平成 27 年 12 月 7 日（以下「基準日」といいます。）に電手決済サービスに関するシステムをバージョンアップした新システムをリリースいたしました。

当社は、この新システムのリリースを機に、電手決済サービスの残高証明書の発行依頼の受付及び残高の計算方法を、下記のとおり変更いたしました。この変更に当たり、残高証明書に関する当社の電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程細則（以下単に「業務規程細則」といいます。）の関係規定について、所要の改正を行いましたので、ご通知申し上げます。

なお、電手決済サービスに関する、改正後の業務規程細則の適用開始日は基準日とし、同日以降、新サービスをご提供いたします。

### 2. 改正概要

#### (1) 残高証明書の発行依頼の受付の追加

当社においては、電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程（以下単に「業務規程」といいます。）第 25 条第 2 項の規定に基づき、利用者の皆様に残高証明書を発行しておりますが、従来、この残高証明書の発行依頼は、書面でのみ受け付けておりました。

当社は、この取扱いを、WEB でも残高証明の発行依頼を受け付ける仕様といたします。

これに伴い、残高証明書の発行依頼の受付について定める業務規程細則第 12 条第 2 項を、WEB でも残高証明の発行依頼を受け付けることができるよう、変更するものです。

#### (2) 残高証明書における残高の計算方法の仕様の変更

当社の残高証明書においては、現在は、電子記録債務者（発生記録における債務者及び電子記録保証人）である利用者様からの発行依頼があった場合には、残高証明書に記載する残高を計算するに当たって、当該利用者様以外の方が支払を行った場合であっても、その支払金額を、残高証明書記載の残高から控除する取扱いとしておりました。

当社は、この取扱いを、下記のような取扱いとさせていただきます。

①発生記録における債務者である利用者様に対して発行する残高証明書においては、当該利用者様以外の方を支払人とする支払等記録がされても、残高から控除しない。

②電子記録保証人である利用者様に対して発行する残高証明書においては、当該利用者様又は発生記録における債務者（すなわち主債務者）以外の方を支払人とする支払等記録がされても、残高から控除しない。

①のような仕様変更を行う理由は、発生記録における債務者である利用者様以外の方（すなわち第三者）が支払（第三者弁済）を行うと、法令上、当該利用者様は、引き続き当該第三者に債務を負うこととされるため、当該支払に係る金額は、利用者様の債務の残高から控除しない方が適切であると考えられるためです。

また、②のような仕様変更を行う理由についても①と同様であり、電子記録保証人である利用者様以外の方が第三者弁済を行った場合には、当該利用者様の電子記録保証債務が、法令上、引き続き残存するため、当該支払にかかる金額は、利用者様の債務の残高から控除しない方が適切であると考えられるためです。

以上のような仕様の変更を行うことから、残高証明書における残高の計算方法について定める業務規程細則第12条第3項を、上記①及び②の取扱いによって残高を計算することが明らかになるよう、変更するものです。

### 3. 施行日

平成27年12月7日から施行いたします。

以 上